

「拷問禁止委員会の最終見解（CAT/C/JP/CO/1）に対する日本政府コメント」
に対する日本弁護士連合会による報告書（オルタナティブ・レポート）

2008年9月18日
日本弁護士連合会

はじめに

拷問禁止委員会が日本政府に対して2007年5月に示した最終見解においては、多くの事項が指摘されたが、とりわけ最終見解中のパラ14、15、16、24については、日本政府に対してフォローアップのレポートを提出することが求められた。

日本政府は2008年5月に、この求めに応じて「拷問禁止委員会の最終見解（CAT/C/JP/CO/1）に対する日本政府コメント」を拷問禁止委員会宛てに提出した。

当連合会は、前記の最終見解が示される至った審査に立ち会い、また2008年4月には、拷問禁止委員会のマリーニョ・メネンデス委員をわが国に招請し、日本政府に対してフォローアップ・レポートを誠実に作成するよう強く求めてきた。

日本政府から示された上記コメントには、これまでの説明を繰り返した部分が多いことは残念である。拷問禁止委員会における同コメントのフォローアップに役立つことを願って当連合会は、前記パラグラフについての政府の説明についての当連合会の意見を明らかにすることとする。当連合会は、拷問禁止委員会と日本政府との対話が実りのあるものとなり、わが国の法制度が拷問や非人道的な取扱いを少しでも防止できるものとなることを願っている。

1. 「拷問禁止委員会の最終見解パラ14」（難民認定手続などについて）について

（1）日本政府コメントパラ2に対して

2. 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）では拷問の文言や拷問の定義を規定していないが、入管法第53条第3項において、難民条約第33条の規定、いわゆるノン・ルフールマンの原則を国内法化し、迫害国向けの送還は原則として行わないことを明確に規定している。さらに、本国において拷問の危険性がある場合には、入管法第53条第2項及び第3項の規定により、

本国に送還することができないときに当たることから、本国への退去強制は行っていない。

拷問等禁止条約第3条は「締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。」としている。これは難民条約第33条第1項の定める送還禁止とは対象が異なり、また拷問等禁止条約では、難民条約第33条第2項のような例外規定がない。外国人追放について規定する出入国管理及び難民認定法は、難民条約第33条第1項、第2項に対応する規定はあるが、拷問等禁止条約第3条に対応する規定がない。日本では日本が締約した条約が国内法として効力を有し、しかもこれは法律に優先することから、拷問等禁止条約第3条に違反する外国人の追放は許されないはずである。しかし、出入国管理及び難民認定法の退去強制手続や難民認定手続において、拷問等禁止条約第3条などの適用について審査がなされなければならないか否かについて明確にされていない。

本年5月の国連人権理事会の普遍的定期審査（以下「UPR」という。）を経て、難民認定再審査手続を拷問等禁止条約などの関連の人権条約と整合するものとするのが勧告された（A/HRC/8/44 60項20）。日本政府はその勧告をフォローアップすることを表明したが（A/HRC/8/44/Add.2）、現時点で、上記の点を改善する出入国管理及び難民認定法改正の具体的なスケジュールを示していない。

（2）日本政府コメントパラ3に対して

3．難民認定を希望する外国人は、入管法第61条の2に基づき、法務大臣に対して難民認定申請をすることができる。具体的には、入管法施行規則第55条に定められた手続により当該難民認定申請をすることができる。同条第1項ただし書は、無筆、身体の故障等により申請書を作成できない者について陳述による申請を認めているほか、同条第3項は、16歳に満たない者又は疾病その他の事由により自ら出頭できない者について代理人による申請を認めており、申請希望者には広く申請の機会が与えられている。入管法第61条の2の14第1項は、法務大臣が難民の認定に関する処分を行うに当たり、難民調査官に事実の調査をさせることができることを定めており、これを受けて、同条第2項及び第3項は、難民調査官に、関係人へのインタビュー、公務所等への照会等、申請人の難民性を判断するための幅広い調査権を与えている。

法務大臣は、難民調査官による調査の結果に基づいて申請人の難民性を判断するが、その結果、不認定の処分を受けた者は、入管法第61条の2の9の規

定により、法務大臣に対し異議申立てをすることができる。同条第3項は、法務大臣が異議申立てに対する決定をするに当たっては、すべての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならないとしている。難民審査参与員は、法曹、学識経験者、NGO等、幅広い分野から中立的な立場にある有識者が選ばれており、異なる専門分野出身の三名が一班を構成して案件の審査を行っている。難民審査参与員は、同条第5項及び第6項の規定により、法務大臣に対し、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができるとされているほか、異議申立人の口頭意見陳述に立ち会い審尋できるとされており、心証形成のために直接異議申立人を面接する権限が与えられている。難民審査参与員制度は2005年5月から施行されたが、現在に至るまで、法務大臣が難民審査参与員が提出した多数意見と異なる判断を行った事例はない。このように、入管法の庇護手続においては、申請から異議の申立てに至るまで庇護申請者の権利利益に配慮した適正な手続が確保されている。また、庇護申請を二次的に審査する中立的な第三者機関として難民審査参与員制度が設けられ、その意見を尊重する運用がなされている。

従来、法務省は、難民認定申請者に対する難民調査官によるインタビューの記録を、異議申立手続において、難民認定申請者に開示することを拒んできたが、2007年11月以降、個人情報保護法に基づき、申請に応じて開示されるようになった。

それ以外の、手続保障の改善はなかった。

それなので、難民認定申請の一次段階で代理人を選任する権利が否定されること、すべての段階を通じて、国の財源に基づく法律援助が、非正規滞在者を対象外としており、難民認定申請者についても例外でないことなど、手続的な問題は継続している。

最近、法務省は、難民認定申請数の増加に応じた省力化のため、難民認定申請書の記載を日本語で行うことを難民認定申請者に要求し、母語でのみ記載された申請書の受け取りを拒んでいる。

難民審査参与員が独立機関でないことに変更がない。難民審査参与員は法務大臣が任命し、任命の基準は公表されていない。また、難民審査参与員は、審査手続の進行、事実や法令の調査などにあたる独自の事務局を持たない。

日本についてのUPRで「難民申立てを再審査する独立した機関を設けること」という勧告がなされたが(A/HRC/8/44para 60 22)、これに対して日本政府は「広範な専門分野から難民審査参与員が任命され、難民申請の二次審査を行う中立の第三者機関として運営されている」と回答するのみであった(A/HRC/8/44・Add.1para16)。

難民審査参与員が、一次審査の手続的適正さを検討し、これに関する意見を述べた例は公表されていない。

難民審査参与員は、難民該当性についてのみ検討対象としており、拷問等禁止条約第3条適合性の審査について、法令上責任を負っていない。

(3) 日本政府コメントパラ4及び5に対して

4. 退去強制手続においては、入国審査官による審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決といういわゆる三審制が採用されていることから、その審理の過程で、十分な審理が行われ、適正手続は確保されている。

5. 入国管理局の収容施設は、退去強制事由に該当する者を退去させるという行政目的実現のために外国人の身柄を一時的に拘束するための施設であり、同施設に収容されている被収容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、同施設の長等にその旨を申し出ることができ、また、不服の申出に係る同施設の長等の判定に不服があるときは、法務大臣に対し異議を申し出ることができる制度が整備されており、これにより処遇の適正を図ることが可能であるので、あえて不服の申出に関して独立した審査機関を設ける必要はないと考えている。他方、法務省入国管理局においては、処遇の透明性を確保する観点から、処遇に対する第三者的な監視システムを設けることについて、その設置の是非も含めて検討するため、刑事施設視察委員会の運用状況や海外での事例を収集し、調査・研究を進めているところである。また、上陸防止施設については、身柄を拘束するための施設ではなく、上陸許可を受けることができなかつた外国人が出国するまでの間、短期間とどまるための施設であり、勧告にある独立機関を設置する必要性はない。

国外追放となる外国籍の人たちに対する虐待もしくは嫌がらせの防止、医療措置を受ける機会の保障のため、入国収容所や上陸防止施設の状況を改善するために、新たに取られた措置はない。

大阪府茨木市の入国者収容所西日本入国管理センターで、2002年4月8日仮放免のための電話連絡を認められないことから大声をあげた中国人被収容者に対し、多数の職員が暴行を加え、3か所の骨折を負わせた件について2008年5月29日大阪高等裁判所が、損害賠償を命ずる判決を行い、確定している。この被収容者は、暴行を受けた直後に収容所の医師の診察を受けて、激痛を訴えたが、同医師はレントゲン撮影をせず、骨折の診断をしなかった。

16歳の男性の難民認定申請者が、2006年8月から2007年4月まで収容され、その間成人雑居房に置かれた例がある。収容中に、同人は、法務省、裁判所、難民審査参与員に、成人と同房に置かれていることに関するおびえを

訴えたが、救済措置はなかった。

(4) 日本政府コメントパラ6に対して

6. 入管法上、退去強制手続は、外国人の身柄を拘束して進めることとされているところ、退去強制令書を発付された者で、長期にわたって送還できない場合や、収容期間の長短を問わず、年齢、健康状態、その他の人道上配慮を要する場合には、個々の事案に応じて、仮放免制度を弾力的に運用し、一時身柄の拘束を解く措置をとっており、収容が長期間にわたらないよう配慮している。

国外追放の決定がなされた場合、政府の方針によれば、国外追放となる外国籍の人たちを、追放までの間すべて拘禁することを原則とし、逃亡のおそれなどの拘禁の必要性の審査を行わない。拘禁からの暫定的解放は、当局の裁量判断による。追放の決定を争う訴訟を起こした場合も例外でない。

国外追放となる外国籍の人たちが拘禁される期間について、これを限定する法律はなく、拘禁期間を限定するルールも公表されていない。実際に期間短縮の傾向があるが、8か月程度の拘禁継続は通常のことである。

仮放免の判断基準は、公表されていない。仮放免申請に対する不許可決定には、「許可する理由がない」としか説明が付されない。

収容中に発病し、あるいは疾病を悪化させる例は日常的に存在する。前例からすると、被収容者の健康状態が収容に耐えられないほど悪化しているのであれば、解放されない。

2. 「拷問禁止委員会の最終見解パラ15」(代用監獄と警察留置に関する問題について)について

(1) 日本政府コメントパラ7及び8に対して(代用監獄制度について)

7. a) について

我が国の警察においては、従来から、捜査を担当しない部門に属する留置担当官が被留置者の処遇を行うという捜査機能と留置機能の分離を徹底するなど、人権に配慮した処遇を行っている。また、2007年6月に施行された刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事収容施設法」という。)においても、捜査機能と留置機能の分離の原則が明文化されたほか、部外の第三者から成る留置施設視察委員会が留置施設を視察したり被留置者と面接するなどした上で、留置業務管理者に意見を述べる制度の創設、不服申立制度の整備、被留置者に関する食事の支給、金品の差入れ、医療上の措置、面会、信書の発受等の各種処遇について刑事施設における被収容者に対する処遇と同等の処遇が行われることなどが規定されている。以上のように、我が国におい

ては、人権に配慮した適正な留置業務が行われているところであり、我が国における被勾留者を留置施設に留置する代替収容制度は被留置者の権利が侵害される可能性を増加させるものではなく、条約にも適合しているものである。捜査機能と留置機能の完全な分離については、刑事収容施設法において、既に、留置担当官はその留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないことを規定している。この規定は、現に被留置者に係る犯罪の捜査を行っている捜査官が当該被留置者の処遇を行うことも禁止するものである。なお、護送業務についても留置業務であり、原則として留置業務を担当する部門に属する警察官が行っているが、被留置者を検察庁や病院等に護送するときは、体制上留置業務を担当する部門に属する警察官のみでは対応できない場合であっても、原則として、捜査を担当しない地域部門等の部門に属する警察官を護送担当者にあてることとしており、当該被留置者の捜査を担当している警察官を護送担当者にあてることは認められていない。

8. (b) について

我が国の刑事訴訟法は、起訴前の被疑者の身柄拘束について、被疑者の人権保障を図りつつ、事案の真相を十分に解明するための捜査を遂行することができるよう、逮捕、勾留及び勾留延長の各段階における厳格な司法審査を要求するとともに、その期間を最長でも23日間に制限しているものであり、このような刑事訴訟法の規定の内容は適正かつ合理的なものであると考えている。

日本政府コメントのなかでも明らかになっているとおり、捜査機能と留置機能の完全な分離は、刑事被収容者処遇法においても明文化されていない。同法は、現に、ある特定の被留置者の捜査に携わっている捜査官が、その被留置者の処遇を行うことを禁止しているにすぎないのである。したがって、捜査を担当している警察官が護送業務やその他の留置業務に携わることは、なんら禁じられていない。委員会が勧告したのは、留置されている被疑者の留置にかかわる業務は、捜査を担当する組織とは完全に異なる組織により担当されるべきということであり、この勧告に見合う改善は何もなされていない。

なお、2008年3月に、福岡地方裁判所小倉支部は、殺人・放火等の罪で起訴されていた女性被告人に対し、殺人及び放火の点につき無罪とする判決を言い渡した（引野口事件）。本件の主な争点は、被告人（女性）が実兄を殺害した上で放火した旨の「犯行告白」を聞いたという、代用監獄において被告人と同房であった者の公判供述の証拠能力であった。同房者は、被告人と同じ代用監獄（福岡県警水上警察署留置場）に勾留されていた者であるが、被告人が第1回起訴後に拘置支所へ移送された後、威力業務妨害罪で再逮捕され、代用監獄（同県警八幡西警察署留置場）に勾留されると、同房者もまた再逮捕され

て、同じ代用監獄に勾留された。その後、同房者は、起訴されても拘置支所へ移送されることなく代用監獄におかれ続けた。同代用監獄の女性用留置場の定員は2人であり、被告人が拘置支所へ移送されるまでの2か月以上の期間、被告人と同房者は2人だけで代用監獄に収容された。この間、同房者は自己に対する被疑事実について取調べを受けることはほとんどなく、専ら代用監獄における被告人の供述状況についての事情聴取を受け、供述調書が作成されている。本判決は、こうした手法を、警察が「同房者を通じて捜査情報を得る目的で、意図的に被告人と同房者の2人を同房状態にするために代用監獄を利用したものである」といことができ、代用監獄への身柄拘束を捜査に利用したとの誹りを免れない」とし、「同房者を介して捜査機関による取調べを受けさせられていたのと同様の状況に置かれていたといことができ、本来取調べとは区別されるべき房内での身柄留置が犯罪捜査のために濫用されていたといわざるを得ない」と批判した。

この事件はまさに、被告人から自白を獲得するために、捜査部門と留置部門が一体となって代用監獄を利用した典型例である。被疑者が警察の管理する代用監獄に留置され続ける限り、このような弊害は、防ぎようがないのである。

また、引野口事件の例に明らかなように、被疑者を代用監獄に留置できる期間の上限がないために、前記の同房者は、起訴後も被告人と同じ部屋に収容され続け、捜査官の手足となっていたのである。また、逮捕・勾留の繰り返しにより、23日間をはるかに超える長期間、被疑者を代用監獄に収容し続けることができる。仮に、警察拘禁期間の上限が2～3日に定められていたなら、本件のような捜査手法は成り立たなかったことは明らかである。

(2) 日本政府コメントパラ9(1)～(3)に対して(被疑者の弁護を受ける権利)

9.(c)について

(1) 被留置者の弁護について

刑事訴訟法は、すべての被疑者に弁護人選任権を保障している。

また、従来、国選弁護人は起訴後にしか付することができなかったが、2004年の刑事訴訟法の改正により、勾留されている被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき等に国選弁護人を付する制度が導入され、2006年10月から施行されている。同制度の対象事件は、現在は「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」であるが、2009年5月までに、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」(2006年の統計によれば、刑法犯について、被疑者が勾留される事件の約8割以上がこれに当たる。)にまで拡大される。

さらに、警察及び検察においては、本年、警察庁及び最高検察庁が、それぞれ取調べの適正の一層の確保に資するため、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人又は弁護人となる者との間の接見により一層の配慮するよう指示したところである。

(2) 被留置者の取調べへの弁護人の立会いについて

我が国の刑事司法手続において、被疑者の取調べは事案の真相を解明するために不可欠な手段であり、極めて重要な役割を果たしている。

取調べへの弁護人の立会いについては、例えば、

取調官が被疑者と向き合い、聴取・説得を通じて信頼関係を築きつつ、被疑者から真実の供述を得ることにより事案の真相を解明するという取調べの本質的機能が阻害されるおそれがある

各種の捜査手法や情報源等を逐一弁護人に知られることを避けるため、取調官が被疑者に対して十分な質問を行うことができなくなる

取調べに弁護人の立会いが必要となれば、限られた身柄拘束期間内に迅速に十分な取調べを遂げることが困難となる

などの問題があり、慎重な検討が必要であると考えられる。

(3) 証拠開示について

被告人又は弁護人による証拠の閲覧等については、刑事裁判の充実・迅速化等の観点から、既に、平成16年の刑事訴訟法の改正により、証拠開示に関する規定が整備されており、争点の整理や被告人の防御の準備のために必要かつ十分な証拠が開示される制度が導入されている。〔具体的には、検察官は、公判前整理手続又は期日間整理手続において、被告人又は弁護人に対し、検察官請求証拠の開示をしなければならないほか(同法第316条の14)、被告人又は弁護人の請求があるときは、検察官が取調べを請求した証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人側が明らかにした主張に関連する証拠について、開示の必要性及び弊害を勘案して、相当と認めるときは開示しなければならないこととされた(同法第316条の15,第316条の20)。〕

被留置者の弁護について

被疑者に弁護人選任権があることと、実際に弁護人の援助を受けられることとは、別問題である。日本では、逮捕から起訴までの期間が最長23日間にも及び、その間、警察の支配下(代用監獄)で拘束されうる。そのうえ、軽微な犯罪で被疑者を逮捕・勾留し、その(代用監獄における)拘禁を利用して、他のより重大な犯罪についての取調べがしばしば行われる。したがって、まさに「逮捕の時点」から、罪名を問わず「すべての被疑者」にとって、国選弁護人にアクセスする機会を保障することが極めて重要である。

ところが、2006年から新しく始まった被疑者国選弁護制度では、まず対象となる犯罪が2009年5月以降に拡大されても「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」とされており、すべての事件が対象ではない。そのうえ国選弁護人が利用可能なのは、逮捕の後、裁判所に引致され、裁判官により勾留が決定された後に限られる。通常の場合は警察によって逮捕が行われるので、逮捕から勾留までには3日程度が経っている。検察官による逮捕の場合も、勾留までに2日が経っている。「逮捕の時点」からのアクセスを要求する国際水準からはほど遠い。

被留置者の取調べへの弁護人の立会いについて

被留置者の取調べへの弁護人の立会いについての政府答弁は拒否回答である。

警察における犯罪捜査の指針である犯罪捜査規範第180条2項は、取調べを行うに当たって「弁護人その他適当と認められる者」を立ち合わせる場合があることを規定している。しかし実務においては、拘束されている被疑者の取調べへの弁護人の立会いについては、まったく認められない。そればかりか、捜査機関内部において、弁護人による立会いを認めるか否かについて検討された形跡もまったくない。日本政府は「慎重な検討が必要」と回答しているが、この言葉は、日本政府が国会などで答弁するにあたって「何らの措置も講じるつもりがない」ときに用いる言葉である。

取調べのあり方について

取調べのあり方についての再検討が必要である。日本政府は、「我が国の刑事司法手続において、被疑者の取調べは事案の真相を解明するための不可欠な手段であり、極めて重要な役割を果たしている」として、我が国においては、他の法域よりも被疑者の取調べの重要性が高いと強調する。

確かに、現在、我が国の捜査機関は、犯罪捜査において被疑者の取調べを極めて重視しており、最大23日間に及ぶ被疑者の身体拘束期間において、連日、長時間の取調べを行うことが常態化している。しかし、このような現状こそが速やかに改革されるべきである。

現に、我が国においては、2007年に無罪判決が出された、公職選挙法違反事件で虚偽自白に基づいて起訴された被告人12名全員が無罪となった事件（後述の志布志事件）や、強姦事件等で自白が有力な証拠とされた結果有罪判決を受けて2年以上服役した男性が無実であったことが判明した事件などが発生しており、被疑者の取調べを重視する捜査手法の弊害が顕著に表れている。

そもそも、比較法的・歴史的観点から考察すれば、自白、ひいては被疑者の取調べを重視する捜査手法は、我が国独自の傾向ではない。我々の知るあらゆる

る法域において、被疑者の自白は最も重要な証拠とされ、被疑者の取調べは極めて重要な捜査方法と位置付けられてきた。それ故に、被疑者に対する拷問的な取調べが行われてきた。このような人権侵害を防止するために、自白の証拠能力・証拠価値を制限する近代刑事手続法の諸原則が確立され、近時においては、取調べにおける弁護人の立会いや取調べのビデオ録画などの諸制度が導入されているのである。

したがって、日本政府の主張する我が国の捜査実務は、克服されるべき対象であり、保護されるべき対象ではない。

弁護人の立ち会いを排除して得られた自白について

弁護人の立ち会いを排除して得られた自白が真実のものである保証はない

また、日本政府が弁護人の立会権について懸念を表明する具体的な弊害は、いずれも、弁護人の立会権を全面的に否定する理由とはなり得ない。

まず、日本政府は、取調べへの弁護人の立会いを認めると、「取調官が被疑者と向き合い、聴取・説得を通じて信頼関係を築きつつ、被疑者から真実の供述を得ることにより事案の真相を解明するという取調べの本質的機能が阻害されるおそれがある」とする。

しかし、取調べは、国家が被疑者の生命・自由・財産を奪うという重大な不利益処分と直結するものであり、国家権力を背景とした取調官による追及と被疑者による防御の場である点にその本質がある。取調官と被疑者との間に信頼関係が芽生えることがあったとしても、それは例外的な事態に過ぎず、信頼関係の醸成が取調べの本質ではない。そもそも、取調べにおいて本当の意味での「信頼関係」が構築できるのであれば、取調べへの弁護人の立会いを拒む理由はないはずである。

また、弁護人の立会いを排除した密室において被疑者の行った供述が「真実の供述」である保証は全く存在しない。

従って、日本政府の上記見解は、全く合理性の認められないものである。

また、日本政府は、取調べへの弁護人の立会いを認めると、「各種の捜査手法や情報源等を逐一弁護人に知られることを避けるため、取調官が被疑者に対して十分な質問を行うことができなくなる」とする。

しかし、捜査手法や情報源等を被疑者及び弁護人に秘匿すること自体が、被告人の防御の機会を奪い、捜査活動の適法性・公正性に対する疑念を生じさせることとなる。

仮に、捜査上の秘密を守らなければならない場合があったとしても、捜査上の秘密を保護するための規定を設けることによって対応することができるから、このことが取調べへの弁護人の立会いを全面的に拒絶する理由とはなり得ない。

更に、日本政府は、取調べへの弁護人の立会いを認めると、「限られた身柄拘束期間内に迅速に十分な取調べを遂げることが困難となる」とする。

しかし、上述のように、最大23日間の身体拘束期間を活用して連日長時間の取調べを行う我が国の捜査実務こそが改変されなければならないのであって、現在行われている長時間の取調べを維持することを前提とした日本政府の上記見解は、不当である。

証拠開示について

また、被疑者が起訴後、関係するすべての警察記録へアクセスできるかという点については、そのようなアクセスを保障する制度はない。政府の回答のように、証拠開示に関する条文が刑事訴訟法に新設されたのは事実であるが、改革として極めて不十分なものである。

すなわち、被告人又は弁護人に証拠開示請求権が認められるのは、公判前整理手続に付された事件に限られる。さらに同手続に付された場合にも、開示請求が認められるのは刑事訴訟法の定める開示要件を充足する証拠に限られる。現状において、被告人側が開示を求めた捜査関係資料が刑事訴訟法によって開示請求の認められる「証拠」に該当するか、該当する場合に開示要件を充足するかなどをめぐって検察官と被告人側の見解が対立している事案も見られる。さらに、起訴後ただちに証拠の開示を受けられるシステムともなっていない。

このように現行の証拠開示制度は、関係するすべての警察保有記録の閲覧を被留置者及び弁護人に保障することを要求する委員会の勧告からはほど遠い内容である。

(3) 日本政府コメントパラ9(4)に対して(医療)(パラ15c)

(4) 被留置者に対する医療措置について

被留置者に対する医療上の措置については、おおむね月に2回、留置業務管理者の囑託する医師が被留置者の健康診断を行うこと、及び、被留置者が負傷し、又は疾病にかかっている場合には、公費により速やかに医師の診療を受けさせるなど必要な医療上の措置を執るものとするのが刑事収容施設法に規定されており、実際にも、これらの規定に従った運用がなされている。なお、2006年中に被留置者が医師による措置を受けた回数は、約25万回である。

2006年の被留置者の延べ人員は544万1386人であり(2007年版警察白書による)、この数字を基準とすると、医師による措置(健康診断を含む数か否か不明である。)を受けた回数が約25万回というのは、決して多い数字ではない(措置を受けたのは21人に1人)。また、これらの措置が「迅速に」なされたか否かは不明である。

むしろ、留置場において被留置者が死亡する事故がいまだに頻発し、とくに2007年には、飲酒運転で逮捕された被疑者が死亡する事故が頻発した(表)。これらのケースは、被疑者に対して適切かつ迅速な医療がなされたのかどうか、そもそも留置に耐えない被疑者を拘束したのではないか、という点において、疑問を抱かせるものである。

<p>2007年 2月9日 福岡県 警 西署</p>	<p>飲酒運転の疑いで福岡県警に逮捕されていた容疑者(52)が8日夜、勾留中の県警西署の留置場で容体が急変し、搬送先の病院で9日未明に死亡した。8日午後11時55分ごろ、留置場で横になっていた同容疑者が嘔吐(おうと)するのを、モニターで監視していた署員が気づいた。呼吸をしていなかったため、署員が蘇生を試み、約10分後、駆けつけた救急隊が病院に搬送したという。容疑者はアルコール依存症のため05年2月から休職中で、今年1月18日から2月1日まで慢性膵炎の治療のため入院していた。同署は逮捕後の8日午後、同容疑者に以前入院していた病院で診察を受けさせ、「脱水症状と意識障害があるが水分補給をすれば留置は問題ない」との診断を受けた。午後6時半ごろに署に戻り、食事はとらずにスポーツドリンクを飲み、横になっていた。</p>	<p>朝日新聞・日本テレビ</p>
<p>2007年 2月12日 千葉県警 銚子署</p>	<p>12日午前6時半ごろ、千葉県銚子市の銚子署留置場内で、8日に業務上過失傷害と道交法違反(酒気帯び運転)の現行犯で逮捕された容疑者(64)が息をしないで倒れているのを同署員が発見した。約30分後に救急隊員が駆け付けたが死亡していた。容疑者は逮捕後、大声を上げたり、眠れなかったりする状態が続き、食事もわずかしか取っていなかったため、11日に病院で診察を受けていた。</p>	<p>読売新聞</p>

<p>2007年 11月6日 北海道警 小樽署</p>	<p>5日午後10時15分ごろ、乗用車が中央線を越えて対向の軽乗用車と正面衝突。道警小樽署は、乗用車を運転していた容疑者(57)を自動車運転過失致死と道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで6日午前1時過ぎに緊急逮捕した。同容疑者は、同署内の留置施設に入れられたが、同3時過ぎ、呼吸をしていないことに、巡回中の署員が気づき、病院に搬送したが、死亡が確認された。同署によると、容疑者は事故現場と署で、腰の痛みを訴え、市内の病院で2度にわたり、レントゲン検査を受けるなどしたが、いずれも「異常なし」との診断。同署は、腰の痛みについて同容疑者が「ぎっくり腰の持病がある」と話し、目立った外傷もなかったため逮捕したとし、「死因を調査しているが、対応に問題はなかった」としている。</p>	<p>読売新聞</p>
<p>2008年 8月10日 群馬県警 太田署</p>	<p>10日午前9時40分ごろ、群馬県警太田署の留置場で、留置されている女性(51)が倒れ、死亡しているのを署員が見つけた。同署は病死とみているが、司法解剖して詳しく死因を調べる。同署によると、女性は2日夕、包丁を持って自宅近くの民家に行き、銃刀法違反容疑で現行犯逮捕された。2日から食事に一度も手をつけず、水分もほとんど取らなかった。医師に3回診せ、医師は「留置に問題はない」との判断で点滴をしたという。同署は「対処に問題はなかった」としている。</p>	<p>毎日新聞・読売新聞</p>

(4) 日本政府コメントパラ10に対して(留置施設視察委員会について)

10.(d)について

刑事収容施設法において、留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の委員は、人格識見が高く、留置施設の運営の改善向上への熱意がある者のうちから、都道府県公安委員会(後述するとおり、都道府県公安委員会は、第三者的な立場から、都道府県警察を管理する都道府県警察とは別の機関である。)が任命することと規定されており、都道府県公安委員会が、この規定に従って、それぞれの判断によって、制度の趣旨を踏まえた適切な人選を行っている。具体的には、2007年6月現在で、全国で51ある留置施設視察委員会のうち、49の委員会において合計52名の弁護士を任命するなど、すべての委員会の

委員に法律関係者が含まれ、また、すべての委員会の委員に医師が含まれている。なお、すべての委員会が既に視察を開始しているが、視察先の留置施設を自主的に決定しているなど独立した活動を行っている。

弁護士会の推薦する弁護士委員が必ず選任される刑事施設視察委員会と異なり、留置施設視察委員会では、弁護士会の推薦する弁護士委員を選任するシステムが確立していない。

初年度である2007年は、51の留置視察委員会のうち、弁護士会の推薦する弁護士委員が選任されたのは33委員会であった。その他の委員会では、弁護士会が委員を推薦しても、それを拒否して公安委員会が独自に弁護士を選任する例がみられ、また、2つの委員会においては推薦の有無を問わず弁護士がまったく選任されなかった。弁護士会推薦が実現していない委員会では、元裁判官や元検察官で、その後、弁護士資格を有するようになった者が選任されている例が多い。委員会による勧告の後も、いまだに弁護士会推薦システムが確立されるに至っていないことは、重大な問題である。

(5) 日本政府コメントパラ11に対して(不服申立制度について)

11.(e)について

都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から、都道府県警察を管理するものであり、その委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命するものである。したがって、公安委員会によって、被留置者の不服申立てに対する審査等は、適切に行われるものである。

都道府県公安委員会が有する具体的な権限は、以下のようなものである。

地方警務官の任免に関する同意

警視庁の組織の細目の制定

警察庁又は他の道府県警察に対しての援助要求

交通規制や運転免許の交付

風俗営業、古物営業、質屋営業の許可

(警視庁ホームページより)

これらはいずれも、留置場の管理運営とは関係のないことばかりである。

しかも、都道府県公安委員会の実際の事務は、都道府県警察内におかれた事務局により行われている。公安委員会制度は、本来警察を民主的に監督し、警

察の非違行為を防止・統制することが期待されたものであるが、警察官に対する直接の監督権や実質的な人事権が与えられていないなど、事実上形骸化している。

つまり、形式において独立性に問題があり、しかも、留置場の実情に通じてもない公安委員会は、第三者の立場から適切な不服申立処理をするにふさわしくない。

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会(不服検討会)と同様に、弁護士・医師・法学者を含む外部の専門家から成る独立した機関を新たに設けることが必要である。

(6) 日本政府コメントパラ 12 に対して(身体拘束への代替措置について)

12.(f) について

我が国においては、任意捜査が原則であり、被疑者の逮捕及び勾留は、極めて限られた範囲で、かつ、あらかじめ裁判官の審査を経た上で行われているものである上、短い起訴前の勾留期間中にも十分な司法審査が行われるとともに、必要な場合の釈放の措置も備えているので、起訴前の保釈制度を含め、現行とは別の措置を採用する必要はないものと考えている。

政府は、日本では、被疑者が身体を拘束されることは極めて限られていると主張する。

しかし、任意捜査の名のもとで、身体拘束と変わらぬ連日、長時間にわたる厳しい取調べがなされることが、しばしばある。志布志事件*はその典型例であり、任意捜査の名のもとに行われた取調べも、長時間、水もお茶も飲めない状況で行われた。

そして、被疑者が逮捕されたのち、検察官によって勾留請求がなされると、これが裁判官により却下されることはほとんどない。最高裁判所の資料によると、勾留請求の却下率は、2006年では0.7%、2007年は0.99%であった。また、被勾留者のうち第一審終了までに保釈された者は13.5%である。また、2006年中に第一審において勾留された被告人の割合は、全体の64.6%であり、そのうち保釈された者は15.0%に留まる。同じく2007年では、勾留された者が64.8%、うち保釈された者は15.8%である。したがって、公判に臨む被告人の過半数が身体を拘束されたままというのが現状である。

政府は「起訴前の勾留期間中にも必要な場合の釈放の措置も備えている」という。刑事訴訟法上、勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、裁判所は勾留を取り消さなければならない。しかし、司法統計年報(平成18年)に

よれば、2006年中に、起訴前に勾留を取り消された被疑者は、4名しかいない。また、裁判所は、適当と認められるときは、被疑者を親族等に委託し、あるいは住居を制限するなどして勾留の執行を停止することができる。しかし、2006年中に勾留の執行を停止された被疑者は83名である。これに対し、同じ年に勾留状が発付された数は、約14万7000件である。これらの数字は、勾留の取消し・執行停止という制度が、起訴前にはほとんど機能していないことを示している。

逮捕から起訴までの期間が23日間にも及ぶにもかかわらず、勾留取消しや執行停止が効果的に機能しておらず、かつ、起訴前の保釈制度がないことにより、いったん逮捕され勾留されれば、日本の被疑者は職を失い、生活の基盤を根底から奪われる可能性が高い状況にある。少なくとも起訴前の保釈制度は、緊急に必要な制度である。

*志布志事件 2003年4月、鹿児島県議会議員選挙に際して選挙違反があったとされ、10数名が被疑者とされた。逮捕・勾留された人たちは、みな警察署の留置場（代用監獄）に留置され、ほとんどの人たちが、ほぼ連日、午前9時から午後9時まで、長時間の取調べを受けた。

取調べは「嘘をつくな。」「死刑にしてやる。」等と大声で怒鳴る、机を蹴ったり、叩いたりする、机の上に両手を載せて、降ろすなど強制する、など苛酷を極めたほか、被疑者をだましたり、利益誘導的な尋問も行われた。

裁判では、12名の被告人全員に対し、無罪が言い渡された。判決（鹿児島地方裁判所2007年2月23日判決）では、身体拘束中に、取調官による強圧的・押しつけ的な相当厳しい取調べが行われたために、虚偽の自白がなされた可能性などが認定され、検察は控訴を断念し、無罪が確定した。

（7）日本政府コメントパラ13に対して（防声具の使用について）

13.(g)について

防声具は、刑事収容施設法に基づき、保護室が設置されていない留置施設に限り使用が認められるものである。警察庁においては、都道府県警察に対し、保護室を積極的に整備するよう指導しているところであり、都道府県警察においては、厳しい財政状況の下、保護室の整備に努めているところである。2007年10月現在で、244施設（全留置施設の約20%）において保護室が設置されており、保護室が設置されている留置施設では、そもそも、防声具は置かれていない。しかしながら、保護室が設置されていない留置施設において防声具の使用を禁止した場合、ある被留置者の大声により他の被留置者の睡眠が妨害され続けるなどの結果が生じるので、防声具の使用の禁止は適切ではな

い。なお、防声具の使用については、被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、他の被留置者の睡眠を妨害するなど留置施設内の平穏な生活を乱し、かつ、防声具の使用以外にこれを抑止する手段がないときに限り、使用が許されるものであり、その使用時間は3時間に制限され、防声具を使用した場合には、留置業務管理者は、速やかに、被留置者の健康状態について医師の意見を聴くこととされるなど、その使用に関して刑事収容施設法において厳しい条件が規定されており、自白を得る目的での使用は禁じられている。

2004年4月、和歌山東警察署において、防声具の使用により被留置者が死亡する痛ましい事件が起きた。その後、防声具の使用は一時中断されていたが、その後、改良を加えたという新型の防声具が開発され、2006年5月24日から使用が再開された。この新型の防声具の使用実績については明らかでないが、2008年は、5月までに20件使用されたとのことである。使用にあたっては、法律上、医師の意見を聴くことが要件とはされているものの、留置場には医師が勤務していないため、医師の意見は電話などで求めることが想定されている。これでは被留置者の状態を専門家が直接みて、危険な兆候の有無を確認することができない。

防声具の使用に関するものではないが、2007年8月には、保護室に収容されたうえ、拘束衣を着用させられた男性の被留置者が死亡する事件が起きた（下記参照）。防声具のみならず拘束衣の使用に際しても、医師の意見聴取が必要とされている。この死亡事件は、医師の意見聴取という法律の要件が危険防止のために十分機能しないことを実証した悲惨なケースといえる。

<p>2007年 8月3日 大阪府 警泉南 署</p>	<p>大阪府警泉南署は3日、道路交通法違反（当て逃げ）容疑で逮捕・勾留していた堺市南区の工事業の男性容疑者（35）が同日未明、留置保護室で意識を失い病院で手当を受けたが死亡した、と発表した。泉南署で勾留中の2日午後11時ごろに大声を出したため留置室から特別の留置保護室に移動。男性がその後も扉に自分の頭を打ち付けるなどの行為を繰り返したため、同署は3日午前0時半ごろ、寝袋状の拘束衣を着用させた。だが約2時間半後、男性の顔色が悪いのに署員が気づき病院に運んだが、まもなく死亡した。男性は逮捕後、病院で高血圧と診断され、投薬治療を受けていたという。</p>	<p>朝日新聞・ 時事通信・ 読売新聞</p>
---	---	---------------------------------

3. 「拷問禁止委員会の最終見解パラ16」(警察における捜査・取調べについて)について

(1) 日本政府コメントパラ14に対して

14. 被留置者の取調べのビデオ等による記録について

現在の我が国の刑事訴訟の実務上、適正な取調べによって得られた被疑者の供述が事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしていることにかんがみると、取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、被疑者と取調官との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがあるほか、取調べ中における組織犯罪に関する情報収集や関係者の名誉・プライバシーの保護に支障を生ずるおそれがあるなどの問題があるので、慎重な検討が必要であると考えている。

日本政府が強調する、我が国の捜査実務における被疑者の取調べの重要性や被疑者と取調官との間における信頼関係の構築についてのコメントが不当であることは、日本政府コメントパラ9(2)に対する反論において既に指摘したとおりである。

なお、日本政府は、「現在の我が国刑事訴訟の実務上、適正な取調べによって得られた被疑者の供述が事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしている」としているが、取調べへの弁護人の立会いや取調べ全過程のビデオ録画がなされていない現状では、取調べが適正に行われていることは全く保障されていない。

また、日本政府は、取調べの全過程について録音・録画を義務付けると、「被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分に解明し得なくなるおそれがある」とする。

しかし、当連合会の調査によれば、原則として取調べの全過程の録画・録音を導入している諸法域において、取調べが録画・録音されていることによって被疑者が供述をためらうようになりたり自白率が低下した結果、事件の真相を解明することが困難になったという報告がなされた例は存在しない。

我が国においても、最高検察庁が2006年8月から2007年12月にかけて取調べの一部の録画を試験的に実施した結果、録画前と録画中での被疑者の供述態度に変化が見られたのは全体の17パーセントに過ぎず、録画前と録画中の被疑者の供述内容に実際に変化が見られた事例は全体の7パーセントに過ぎなかったとの報告がなされている。取調べの全過程の録画が行われれば、捜査官も被疑者も録画に慣れるため、上記の割合は更に低下するものと思われる。

したがって、取調べを録画すると被疑者が供述をためらうという日本政府の

見解には、何ら合理的な根拠がない。

更に、日本政府は、取調べの全過程について録音・録画を義務付けると、「取調べ中における組織犯罪に関する情報収集や関係者の名誉・プライバシーの保護に支障を生ずるおそれがあるなどの問題がある」とする。

しかし、組織犯罪に関する対応については、例外的に、被疑者が取調べの録画を拒否する場合には録画を一時中断するなどの対応を執ることが可能である。また、関係者の名誉・プライバシーの保護についても、別途、保護策を講じることが可能である。

したがって、日本政府が主張する上記の弊害は、取調べの全過程の録画・録音を一律に拒絶する理由とはなり得ない。

(2) 日本政府コメントパラ 15 に対して

15. 被留置者の取調べへの弁護人の立会いについて

パラ 15 (c) の勧告についての 2 で述べたとおりである。

日本政府コメントパラ 9 (2) に対する反論で述べたとおりである。

(3) 日本政府コメントパラ 16 に対して

16. 取調べ時間の制限について

警察及び検察においては、本年、警察庁及び最高検察庁より、それぞれ、取調べの適正の一層の確保に資するため、取調べの時間に関し、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたる取調べを避けることを周知徹底する旨の指示が発出され、被疑者及びその弁護人等から取調べ時間の点も含め、取調べについての不満等が出された場合、その不満等を記録した上、所要の調査を行うなど適切に対応することが指示された。特に警察においては、やむを得ない場合のほか、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けなければならない旨を内部規範で定めるとともに、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に被疑者取調べを行う場合や、1 日につき 8 時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警察署長等の捜査責任者の事前の承認を受けなければならないという手続規定を設けたところである。とはいえ、取調べの時間的長さを一律に制限し、その違反に対する制裁を定めることについては、捜査の流動性や事件の多種多様性にかんがみると、その現実的妥当性に疑問がある。また、現在においても、取調べにより被疑者が過度の負担を受けることがないよう十分配慮されており、そのような法的規制を設ける必要性はないものと考えられる。

2008 年に最高検察庁が公表した「検察庁における取調べ適正確保方策」

においては、「取調べに当たっての一層の配慮」と題する項目において、a「逮捕・勾留中の被疑者を取調べるに当たっては、捜査の必要性を考慮しつつ、刑事施設等において定められている時間帯に就寝、食事、運動又は入浴ができるよう努めるものとする」、b「やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けるものとする」、c「取調べにおいては、少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努めるものとする」との方針が記載されている。

しかし、上記aについては、刑事施設等において定められている就寝・食事等の時間を厳守するのは本来当然の要請である。むしろ、「捜査の必要性」を理由とする例外が許容されている点や、単なる努力目標とされており強制力を有する規制とされていない点に注目すれば、この規定は、却って、被疑者の就寝時間や食事時間を奪うことを正当化する規定であるといえる。

上記bの規定についても、「深夜」や「長時間」の意味が明確に規定されていない上、「やむを得ない理由」があれば深夜や長時間にわたる取調べを許容しているものである。

上記cの規定も同様であり、通常、いかなる時間に取調べを開始しても、4時間取調べを行えば、食事時間や就寝時間になるのであり、取調べ時間を規制する規定とはいえない。また、この規定も単なる努力規定であり、却って、4時間以上の取調べを許容するものである。

更に、被疑者や弁護人から取調べに対する不満が述べられた場合に調査を行うのは、捜査を指揮する検察庁の幹部とされており、調査の実効性を期待することはできない。

したがって、最高検察庁が公表した取調べの適正確保方策は、到底、パラ15における勧告を満たすものとはいえない。

2008年に我が国の警察庁が公表した「警察捜査における取調べの適正化指針」や「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」においては、a「やむを得ない場合のほか、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けなければならない」旨の内部規範やb「午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき」や「1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき」には、警察本部長又は警察署長等の事前の承認を受けなければならない旨の規定が定められた。

しかし、承認を行う警察本部長や警察署長は捜査の責任者であり、このような立場の者の承認を要求したところで、取調べの時間的長さの厳格な規制がなされたとはいえない。特に、我が国では、殺人事件等の重大事件や被疑者が被疑事実の全部又は一部を争っている事件においては、裁判所が深夜にわたる長時間の取調べを安易に許容する傾向があり、捜査責任者の立場としては、取調

べ時間の自己規制よりも捜査の必要性を優先させる可能性が極めて高い。

また、被疑者や弁護人が警察における取調べに対して不満を述べた場合に調査を行うのは、捜査を行う警察署に所属する警察官とされており、このような内部調査に実効性を期待することはできない。

したがって、警察庁の上記の施策も、到底、パラ 15 における勧告を満たすものとはいえない。

日本政府は、「取調べの時間的長さを一律に制限し、その違反に対する制裁を定めることについては、捜査の流動性や事件の多種多様性にかんがみると、その現実的妥当性に疑問がある」とする。しかし、最大 23 日間に及ぶ身体拘束期間の全期間を通して、弁護人の立会いやビデオ録画のない密室において、1 日あたり 8 時間を超える取調べを行うことを許容している現在の我が国の制度は、明らかに過剰な取調べ権限を捜査機関に与えているものといえる。取調室における身体的・精神的拷問を防止するためには、取調べ時間を制限することが必要である。

また、日本政府は、「現在においても、取調べにより被疑者が過度の負担を受けることがないように十分配慮されており、そのような法的規制を設ける必要はないものと考えられる」とする。しかし、最大 23 日間にわたって、食事時間や就寝時間を奪われる可能性のある状況で密室での取調べを甘受しなければならないこと自体が身体的・精神的拷問に匹敵するのであり、直ちに改善が必要がある。

(4) 日本政府コメントパラ 17 に対して

17. 条約第 15 条に完全に適合するよう刑事訴訟法を改正すべきであるとの点について 刑事訴訟法第 319 条第 1 項は「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定しており、条約第 15 条と適合するものである。

日本政府が指摘する我が国の刑事訴訟法第 319 条第 1 項は、実質的には、条約第 15 条に適合していない。

我が国においては、取調べの全過程の録画・録音がなされていない。そのため、被告人が、違法な取調べがなされたとして捜査段階における自白の証拠能力を争った場合、被告人は有力な立証手段を全く有していない。そのため、公判においては、違法な取調べが行われたとする被告人の供述と、そのような取調べは行われなかったとする取調官の証言が対立し、水掛け論が繰り返されることとなる。そして、我が国の裁判官は、このような場合、取調官の証言を信

用するという顕著な傾向を有しているため、拷問的な取調べによって獲得された自白が証拠として採用される危険性が高い。

このように、被告人が取調べの内容に関する立証手段を奪われており、かつ、取調べの適正に関する司法審査が形骸化している我が国の刑事訴訟実務に照らせば、刑事訴訟法第319条第1項は極めて不十分な規定である。

我が国の刑事訴訟法を条約第15条に完全に適合させるには、刑事訴訟法を改正し、捜査機関に対して取調べの全過程の録画・録音を義務付けるとともに、録画・録音がなされていない取調べにおいてなされた自白の証拠能力を原則として否定する規定を設けるべきである。

(5) 日本政府コメントパラ18に対して

18. 「強制、拷問若しくは脅迫、又は長期にわたる逮捕若しくは勾留の末になされた自白で、証拠として認められなかったものの件数」については把握していない。なお、裁判員裁判対象事件（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件で故意の犯罪行為により被害者を死亡させたもの）において、被告人の自白調書の任意性に疑いありとして証拠調べ請求が却下された件数は、2005年においては3件、2006年においては5件、2007年においては10件と承知している。

密室において長時間の取調べが行われることが常態化している我が国において、重大事件における自白調書の証拠調べ請求の却下件数が年間3件ないし10件に止まっていることは、取調べ内容に関する司法審査が著しく形骸化している事実を示すものである。

上述のように、我が国の裁判官は、違法な取調べを行っていない旨の取調官の証言を安易に信用する傾向を有している。

また、我が国の裁判官は、仮に、違法な取調べが行われたとの心証を抱いた場合であっても、捜査段階における自白の証拠能力を否定することには消極的であり、証拠能力を認めた上で、自白には信用性がないとして自白の証拠価値を否定するという顕著な傾向を有している。例えば、前述の志布志事件においても、裁判所は、自白した被告人が「連日のように極めて長時間の取調べを受け、取調官から執拗に追及されたため、苦し紛れに供述したり、捜査官の誘導する事実をそのまま受け入れたりした」、「自白した被告人らの主張するような追及的・強圧的な取調べがあったことをうかがわせる」、「他の被告人らとの供述と辻褃を合わせるために、押し付け的、誘導的な取調べが行われたことが顕著にうかがわれる」などと判示して、被告人の捜査段階の自白は信用できない

としながら、自白の任意性は否定しなかった。このような裁判官の傾向は、裁判で問題となった取調べが違法ではないという誤ったメッセージを捜査機関に与え続けている。

4. 「拷問禁止委員会の最終見解パラ 24」(女性に対する暴力について)について

(1) 日本政府コメントパラ 19 から 22 に対して

19. 昨年の審査以来国際的な議論の動向を注視してきたが、本条約(1984年採択)が、我が国について発効した1999年以前に生じた第二次大戦当時の問題(いわゆる慰安婦問題を含む。)に対して遡って適用されないとの我が国の法的見解を見直すに至る要素はない。このような前提に立って、本パラで指摘された事項につき、以下の事実関係を情報提供する。

20. 日本政府の立場については昨年5月の日本政府報告審査及び本年5月のUPR対日審査の際にも説明したとおりであり、事実の公的否認との指摘は当たらない。

21. 日本政府は、本件問題への対応につき、昨年の審査時に説明したとおり、その法的立場とは別に、国民的な議論を尽くした結果、既に高齢となられたいわゆる元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、1995年7月に、「女性のためのアジア平和国民基金(以下:アジア女性基金)」を設立し、2007年3月をもって同基金が解散するまで同基金の事業に対して政府予算より約48億円の拠出を行うなど、最大限の努力を行ってきた。また、アジア女性基金は、政府調査結果を含め、関連する資料の収集・整理等を積極的に行った。こうしたいわゆる慰安婦問題の事実関係や同基金の活動については、同基金のホームページ(<http://www.awf.or.jp>)上等において公表している。また、こうした資料については、アジア歴史センターのホームページ(<http://www.jacar.go.jp>)上でも閲覧が可能である。したがって、事実が隠蔽されている、あるいは、事実の公開がなされていないとの拷問禁止委員会の指摘は当たらない。

22. 政府としては、アジア女性基金の事業を通じて表された日本国民の気持ちに理解が得られるよう、引き続き努力していく。

日本政府コメントのパラ19から22では、検討の対象を日本軍性奴隷制問題に矮小化しており、本来の勧告に正面から答えるものではない。日本軍性奴隷制にかかわる問題については、従前の主張を繰り返すのみで、それら従前の主張を踏まえての委員会の最終見解であることが、日本政府コメントでは無視されている。また、教育に関するパラ23でも、公務員に対する一般的な人権教育とアジア女性基金の成果を述べるだけである。

日本政府コメントが引用するアジア女性基金による活動は、パラ 2 1 で記述されているように、2007 年の委員会の審査時に説明済みのことである。委員会は、その説明では不十分と見て、今回の最終見解を出したはずである。

日本政府は、日本軍性奴隷制にかかわる問題に限ってみても、結局はアジア女性基金事業への約 48 億円の拠出以外には見るべきことを行ってはいない。

委員会は、特に日本軍性奴隷制にかかわる問題を念頭におきながら、それが、今日まで続く問題の根源にある差別的要因に深くつながっていると理解しているが故に重要視しているのである。日本政府コメントでは、日本軍性奴隷制問題が提起した根源的な問題の解決のための方策について、委員会が日本政府に 1 年間の猶予期間を与えて特定の指摘事項についての更なる情報提供を求めたことの意味が全く理解されていないというしかあるまい。

(2) 日本政府コメントパラ 2 3 に対して

2 3 . 条約第 1 0 条に基づく教育については、日本政府報告書にも記載したとおり、各種研修等を通じ、公務員に対する人権教育の充実を図ってきている。また、上述のアジア女性基金は今日的な女性問題の解決にも取り組み、女性問題に関する国際フォーラムの開催、NGO が行う広報活動の支援、調査研究事業、女性へのカウンセリングの実施、メンタルケア技術の研究などにも積極的に取り組んだ。

「性的及びジェンダーに基づく違反の根源にある差別的要因を是正する他に提供されるべき教育」について、日本政府コメントは「公務員に対する人権教育の充実を図ってきている」という。

しかし、公務員に対する人権教育一般ではなく、上記の目的に焦点を当てた特別の意図的な教育の提供が求められているのである。日本において、公務員に対して、性的及びジェンダーに基づく差別が存在していることの認識に立ち、それを是正すべきとの明確な問題意識に立った教育が、公務員に対して行われているとは言いがたい。

公務員の中には、司法に関係する公務員や教育公務員その他一般行政に携わる公務員などがいるが、そのどの分野でも上記のような教育が行われているとはいえない。それどころか、適切な教育がない結果として、被害救済を求めた先の公務員によって、二次被害を経験する被害者も決してまれではない。

性的暴力の根絶に向けての政府の取り組みは極めて弱いと評価せざるを得ない。確かに、男女共同参画施策では、女性に対する暴力の根絶が掲げられ、性暴力は当然にその対象とされている。しかし、そのための具体策は曖昧である。内閣府の 2 0 0 7 年調査「男女間における暴力に関する調査」では、初めて女性に、これまでに異性から無理やりに性交された経験の有無を聞いたところ、「 1

回あった」が4.0%、「2回以上あった」が3.2%で被害経験のある女性は7.2%という結果がでている。これは、決して低い数字ではありえないが、その原因等についての研究等はまだされていない。特に、性暴力を生み出す社会構造を検証する作業は皆無である。性暴力は主として犯罪としての視点からしか、扱われていない。

ところで、性暴力の被害者は、10年くらい以前に比べれば、社会的にも受け入れられるようになってきたという変化はあるが、これは女性当事者を支援する運動体などの精力的な活動の成果に負うところが大きい。犯罪被害者の権利運動の影響を受けて、社会の性暴力犯罪被害者への理解は進みつつあるが、ここでも犯罪被害者一般に解消できないジェンダーに起因する問題はまた重要な地位を占めるに至っていない。

日本でジェンダーに基づく差別の結果であり原因であるものの一つが、労働における男女不平等である。それは具体的には、男女間の大きな賃金格差に象徴されている。2007年度における賃金格差は、男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100としたとき、女性一般社員のそれは、僅かに68.1であり、女性が多くを占める短時間労働者のそれは47.7にしか過ぎない(平成20年版「男女共同参画白書」77頁)。

大きな賃金格差、しかも多くの女性が働いているパートなどの短時間雇用の場では、女性は男性の半分以下の給与しか得ることができない。これが、女性の男性への経済的依存を余儀なくさせ、女性の地位を男性より劣ったものとし、男性が女性を対等な存在として遇することを妨げる要因になっている。これが女性への暴力を許容する土壌の一つであるが、政府はこの二つの問題を関連付けた政策をとっていない。不平等な実態を是正するために、教育(学校教育に限定されない)の果たす役割は大きいですが、政府の政策ではそのことが明確に認識されたものがない。

より直接的にこの問題に関する教育分野に、法曹養成教育がある。

ところが、最近の法曹養成教育では、司法試験合格が現実的な最終目的とされているため、その目的に無関係あるいは関係が薄いとされている「性的及びジェンダーに基づく違反」に関するそのものにも、その根源にある差別にも関心が払われているとは言いがたい。

まず、法曹を目指す学生は、刑法の中でも性暴力に関するテーマを十分に勉強する機会を与えられていないことが多い。そのような勉強しかしていない学生が、実務法律家となって性暴力事件などを扱うことになってしまう。そのような仕組みでは、そうでなくても社会の変化に追いついていないと言いがたい。法律の世界は、ジェンダーに起因する違反はその根源の差別に無関心な人間によって運営されるという事態になってしまう。現実には被害者が求める救済を与

えることができない司法のあり方が、当事者らによって批判されている。

それにも拘らず、現在における性暴力の不処罰を生み出している問題がどこにあるのかにも、学問的にも実務的にも大きな関心が払われないままである。性暴力犯罪における親告罪要件は維持すべきか、刑法強姦罪の構成要件は被害者の司法救済へのアクセスを妨害する機能を結果的に果たしているのではないか、またそれは被害者を女性に限定していることで性差別であり、憲法第14条違反ではないかなどの現在の問題意識が、実務法律家養成教育の中で、扱われないか、軽視されている実態がある。これらは、最終意見が関心を寄せている教育の問題である。

最近このような状況を打ち破ろうと、被害者になることの多い女性たちが中心になって、「性暴力禁止法」を作ろうという運動が始められた。日本国内で性暴力不処罰や不適切な処罰に終わる事例がさまざまに報告されたことに、心ある女性たちが立ち上がりつつある。しかし、刑法の性暴力に関する現行規定とそれに基づく運用実態に問題が山積しているという認識は、政府には共有されていない。

ドメスティック・バイオレンス防止の教育は、社会教育でも学校教育でもほとんど取り組まれていない。この問題が「不処罰の防止」の観点から、政府によって扱われることはない。さらには「被害者に対するリハビリテーション」についても、ドメスティック・バイオレンスの被害者には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による配偶者暴力相談支援センター等の一部の機関でカウンセリングが提供されたりしているだけである。被害者の受けた心身の傷の治療費は、健康保険の適用があっても基本的には個人負担である。

政府報告では、被害者への手当てとして、犯罪被害者等給付金支給法の存在が示されている。この法律が提供するものは、被害者が必要とするもののごく一部であり、リハビリテーションの提供はない。また、日本政府コメントパラ23は、アジア女性基金による成果として「女性へのカウンセリングの実施」「メンタルケア技術の研究」などにも積極的に取り組んだとある。しかし、その成果が広く被害者に及んでいるわけではない。